

平成27年11月2日

職 員 各 位

八幡市長 堀 口 文 昭

平成28年度予算編成方針について

標記の件について、八幡市財務規則第5条の規定に基づき、平成28年度の予算編成は、次のとおり作成するよう通知する。

1 本市を取り巻く社会経済動向と今後の見通し

(1) 社会経済と国予算の動向

内閣府の月例経済報告（平成27年10月）によると、「我が国の経済は、景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされている。また、雇用・所得環境の改善傾向が続き、各種政策の効果もあって、今後も緩やかな回復に向かうことが期待されている。ただし、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクもある。

国の財政状況は、人口の減少、高齢化率の上昇等を要因とした歳入歳出の不均衡に加え、恒常的な歳出が増加しており、また、東日本大震災、鬼怒川の堤防決壊を始めとした昨今の大規模な自然災害への対応により、非常に厳しい財政状況が続いていると報告されている。

国の平成28年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）で示された「経済・財政再生計画」の初年度であり、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととされ、歳出全般にわたり、これまでの歳出改革をより強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとされている。また、経済の好循環の拡大とともに、人口減少に歯止めをかけることを最重要課題の一つとして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」によって示された地方創生の深化と地域の活性化を掲げ、先進的な事業に取り組む地方自治体に支援することとされている。地方創生に向けた新たな経済対策は、

地方自治体の財政運営に影響を及ぼすことから国の動向を十分注視しなければならない。

(2) 本市の財政状況と今後の財政見通し

本市は、数次に亘る行財政改革の推進により、財政状況は改善してきてはいたが、平成26年度決算は財政構造の弾力性を示す経常収支比率が95.7パーセントと前年度より1.7ポイント悪化した。このような状態が続くと財政運営は困難となってくる。なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率は健全性を示した数値となっているが、将来負担比率において、前年度より5ポイント増加し22.9パーセントとなった。財政健全化への歩みは止めることなく、また、平成27年度にスタートした第6次行財政改革は完遂しなければならない。

平成27年度の決算見通しについては、歳入の根幹である市税収入は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少などにより増収が期待できない状況である。また、この少子高齢化の加速の影響は、今後、本市の財政運営を大きく左右するものである。

歳出では、退職手当の総額が依然として高い水準にあり、これは平成30年度まで継続するものと見込まれる。現在、退職手当の財源は借入金等で確保しており、その借入金残高は平成27年度末で41億円に達する見込みである。また、平成24年度からその元金償還が始まり、公債費が増加傾向にある。退職手当の借入金は、平成27年度までの特例制度であり、平成28年度からは、基金もしくは税等の一般財源で賄わなければならない。今後、さらなる高齢社会の進展により、社会保障関係経費等の増加が必至になる中、子育て支援施策、庁舎などの既存公共施設の耐震化・老朽化対策を始めとする防災・減災対策事業を進めて行かなければならない。この財政需要に備え、基金への積み立てなど財源確保が喫緊の課題となっている。なお、この間、基金総額が増加しているのは、一般財源で賄うべき退職手当を借入金で財源確保していることが主な要因であるが、今後は期待できない状況にある。

平成28年度については、地方交付税の総額が前年度比2.0パーセント、臨時財政対策債では前年度比2.1パーセントの削減（総務省概算要求時点）

が予定されている。また、税制改革を含めた社会保障・税の一体改革により財源の確保が不透明な状況にあることから、本市を取り巻く財政状況は依然として厳しい。

平成28年度の予算編成においては、こうした状況を十分認識し、次に掲げる考え方に沿って取り組むものとする。

2 予算編成にあたっての基本的な考え方

平成28年度予算編成においては、「第4次八幡市総合計画後期基本計画」と「第6次行財政改革実施計画」の推進を基本に、将来を見据え、将来世代に負担を強いることがないよう簡素で効率的、持続可能で健全な財政運営を構築するために、次の考え方に基づき施策を展開する。

(1) 第4次総合計画後期基本計画の着実な推進

京都府と力を合わせながら、第4次総合計画後期基本計画の実現に向け、定められた七つの基本目標、なかでも、教育、活力、安心・安全を軸とし、また、健康づくりにも力を入れ、これからのわがまち八幡づくりを進める。この総合計画に示された基本目標の実現に向け、市民と市の役割を明確にし、市民と行政の力で、新しい八幡を开花させ、市民一人ひとりが輝く、市民と協働したまちづくりをめざす。

計画の着実な推進にあたっては、計画を見つめ直し、次の基本目標に向かって取り組むこととする。

- ① 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち
- ② 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち
- ③ 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち
- ④ だれもが明るく元気に暮らせるまち
- ⑤ 人がつどい、活力あふれるまち
- ⑥ 安心して暮らせる安全で快適なまち
- ⑦ 計画の実現に向けた取組や体制の強化

(2) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」によって示す地方創生の深化と地域の活性化に向けた取り組みを着実に推進することとする。なお、当該戦略を推進するにあたっては国の地方創生予算の確保に努めることとする。

(3) 行財政改革の取組

地方自治法第2条第14項に規定されている「最少の経費で最大の効果を上げる」という自治体運営の基本原則のもと、平成27年度から3年計画とした第6次行財政改革実施計画を推進し、その取組の成果を予算に反映させ、将来の財政負担の抑制を図るため、次の点に主眼を置いてください。

① 市民への説明責任を果たすために、職員一人ひとりが常にコスト意識を持って、次の事項に留意しながら積極的に事業の見直しに努めること。

- ア 目的の妥当性や行政が担う必然性があるか
- イ 投入される行政資源に見合った効果が得られるか
- ウ 優先性・緊急性が認められるか

② 限られた職員での業務執行となることから、民間事業者が業として行っている業務を中心に外部委託の導入など、業務の担い手を今一度検討すること。
なお、外部委託を検討する場合は、市民サービスの水準低下をまねかないかどうかの点検を行うこと。

③ 人口減少、少子高齢化の進行を踏まえ、既存施設のあり方を見直す必要がある。施設の利用率等を点検し、統廃合をも視野に入れ、施設の有効活用方策を検討すること。

④ 国・府の動向を十分注視し、財源の確保に最大限努力すること。また、国・府の助成等が削減・縮減される事業については、事業の見直しを検討すること。特に、新たな事業を展開する場合については、必ず既存事業の見直しを行い、財源の確保に努めること。

以上のことを踏まえ、「来たい 見たい 住みたい」そんなわがまち八幡づくりを目指した予算編成となるよう全職員一丸となった取組を強く期待する。